

Ⅲ 法律と倫理——委員会はず、いま、この番組を審議するか

BPO放送倫理検証委員会が設立されたのは、この番組が放送されてから6年以上が経過した07年5月である。それからさらに1年半以上が過ぎ、放送からは8年余が経過した。

委員会が、そのような番組について、放送倫理上の観点から検証し、審議することについて、ひと言触れておきたい。その理由は、大別して2つある。

1. 放送倫理の観点

その第1は、当該番組に関し、司法の判断が確定したのが委員会発足後の08年6月のことであり、これによって司法が法律的観点から判断する分野と、委員会や放送界が独自に放送倫理の観点から検証すべき分野とが、それぞれある程度明らかになったことである。

先にも述べたとおり、この番組についてはBRCの委員会決定が示されている。だが、BRC委員会決定といい、最近の最高裁判決といい、当然ながらどちらも申し立てや提訴の内容に応じ、そこで提起された論点に対する判断を示したものである。繰り返せば、BRCは、コメンテーターの発言の編集部分について、NHKに放送倫理違反があったと認定し、最高裁は、どのように番組の編集をするのかは、表現の自由の保障の下、放送事業者の自主的判断にゆだねられているので、取材協力者の期待権は原則として法的保護の対象とはならないと判断した、ということである。

両者は同一の番組を扱いながら、対象とした問題は同じではない。とりわけ司法は、何であれ、倫理上の問題をそれとして扱う役割を担っているわけではないから、その言及の範囲にはおのずと限度がある。言うまでもなく倫理は、イコール法律問題ではない。これまでも法律問題になる、ならないに関わりなく、捏造・ヤラセ・不適切な演出とされ、放送倫理上の問題を指摘された番組が少なくなかったことを考えれば、両者の相違は了解できるはずである。

NHKは05年7月に説明文書を公表したが、その後、この問題については司法の場での係争中を理由に、法廷外におけるいっさいの説明・反論・主張を行ってこなかった。法律的な決着がほしいいま、相当な時日が経過しているという制約がありながらではあるが、ようやく放送倫理の面からの検証ができるようになった、と言ってよいであろう。

2. 政治と放送の観点

第2は、この番組をめぐる議論がさまざまに提起した「政治と放送」という問題の重要性である。

よく知られているように、1960年代から70年代にかけてのベトナム戦争やウォーターゲート事件の時期、日本や米国では報道番組の放送中止、ニュースキャスター辞任、記事差し止めなど、外部から有形無形に加えられる「政治的圧力」によってマスメディアが危機にさらされる事件が相次いだ。

これにどう対応し、対処するか。ここにこそ、言論・報道・表現の活動に携わる組織と人間の見識や良心がもっとも鮮明に現われる。放送局、放送人であれば、まさに放送倫理が問われる場面である。とりわけ公共放送NHKにとっては、存立の基本理念ともいべき自主・自律（注）がどれほど確固としているかが試される場となる。

（注）NHKは日本民間放送連盟と共同で定めた「放送倫理基本綱領」（1996年9月制定）において、「視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる」と謳い、独自に定めた「新放送ガイドライン」（2006年3月制定。その後2008年5月改訂）等でも「自主・自律の堅持」を繰り返し表明している。

当該番組は、前述したとおり、マスコミ報道や司法の場等々で、政治家の圧力や影響の有無が論議の焦点となってきた。これに関する女性法廷の主催者や制作会社の関係者、さらには政治家らの発言や寄稿も少なくないし、そもそもNHKが説明文書を公表したのも、政治的圧力によって改編が行われたのではないかという「誤解を払拭することが何より大切と考え」（前文）だからであった。

私たちはこうした資料にできるだけ目を通したが、そこであらためて感じたことは、公共放送NHKにとって放送倫理の確立、なかでも自主・自律の堅持は生命線であり、当該番組の改編過程をどう考えるかという問題は、いま現在のNHKの信頼性や評価にもつながっている、ということであった。言い換えれば、8年前の出来事を、政治と放送との適正な距離という観点から振り返ってみることに、現在でも意味があるということである。